

苫小牧市高齢者保健福祉計画・
第10期介護保険事業計画・
認知症施策推進計画策定業務

ヒアリング実施要領
及び
評価基準

令和7年5月

苫小牧市

1 ヒアリングの実施

(1) 実施主体

提案書の審査及び評価に当たり、苫小牧市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定業務委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）が提案者に対するヒアリングを実施する。

(2) 実施方法

ア ヒアリングは、提案書を提出した提案者に対して実施する。

イ ヒアリングは、令和7年8月26日（火）に、苫小牧市役所の指定場所において実施する。なお、開始時間及び実施場所は、提案者に事前に通知する。

ウ ヒアリングは、提案者1者ずつの呼び込み方式により実施し、1者当たりの説明時間は20分以内とする。なお、説明後、15分間の質疑応答の時間を設ける。

エ ヒアリングの説明者は、提案者1者につき、補助者を含めて3名以内とする。

オ ヒアリングにおける説明内容は、提出のあった提案書に基づくものとする。なお、追加の資料提出や提案書に記載のない事項の提案は認めない。

カ 説明に当たっては、プロジェクター及びスクリーンの使用を可とする。使用を希望する場合は、あらかじめ市の担当に連絡すること。なお、使用するプロジェクター及びスクリーンは市が用意するが、ノートパソコン等の機材については提案者が用意すること。

キ ヒアリングは、非公開とする。

ク ヒアリングに欠席した場合は、失格とする。

2 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

3 受託候補者の選定

提案書等の内容及びヒアリングの結果に基づき、委員会が評価基準に基づき評価を行い、受託候補者を1者選定する。

4 結果通知・公表

選定結果は、全ての提案者に対し、書面により通知する。また、市ホームページにおいて公表する。

5 その他

(1) 提案書の内容に虚偽があった場合は、提案書を無効とするとともに、指名停止の措置を行う場合がある。

(2) ヒアリングに欠席した場合は、失格とする。ただし、交通機関の遅延等、真にやむを得ない理由がある場合は、この限りではない。